

裁 決 書

審査請求人 住所

氏名 様

処 分 庁 福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和2年12月28日付けで提起した、処分庁による年 月 日付け生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 請求人は、年 月 日からにて生活保護を受給していた。
- 2 年 月 日、請求人はからに転居し、引き続き生活に困窮するとして処分庁あて生活保護開始申請を行った。その際、処分庁は請求人より精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の写しの提出を受け、請求人が所持する手帳の等級が級であることを確認した。
- 3 同月 日、処分庁は上記2の保護開始申請に対して保護開始決定処分を行った。その際、請求人にはにおいて「生活保護による保護の基準」（昭和38年厚生省告示158号。以下「保護基準」という。）別表第1第2章2障害者加算（2）イ（以下、「障害者加算イ」という。）の支給を受けていたため、処分庁においても引き続き障害者加算イを認定した。
- 4 同年 月 日、処分庁職員はより送付のあった請求人の診断書により、請求人の主たる精神障害が「」、従たる精神障害及び身体合併症が「なし」との記載であること、主たる精神障害の初診年月日が年 月頃であること、請求人は歳ごろからしていたことを確認した。また、請求人には初診日において年金の納付要件がないことを確認した。
- 5 同日、処分庁は上記4の診断書を作成した病院に、請求人の傷病名はであり、他に傷病名がないことを確認した。

上記4及び5の経緯により、処分庁は、請求人の傷病名では国民年金法（昭和34

年法律第 141 号。以下「国民年金法」という。) 第 69 条により、年金の該当は見込まれないため、障害者加算には該当しないと判断した。

- 6 同月 ■ 日、処分庁は同年 ■ 月以降の請求人に対する障害者加算イを削除する保護変更決定を行った。
- 7 同月 ■ 日、請求人が来所した際、処分庁職員は請求人に対して障害者加算の認定に誤りがあったこと、加算の認定条件について説明を行った。
- 8 同年 ■ 月 ■ 日、処分庁は原処分を行い、請求人あて通知した。
- 9 同年 12 月 28 日、請求人は愛知県知事に対し、原処分についての審査請求を行った。
- 10 ■ 年 ■ 月 ■ 日、処分庁が請求人の主治医に請求人の病状について再度確認したところ、請求人の病状が ■ のみであること、それは請求人が ■ 歳から ■ を始めたことに起因しており、違法行為であること及び故意による障害にあたるため、国民年金法第 69 条に該当し、年金の給付制限を受けるのではないかと、請求人の現在の病状は処分庁が保護開始決定をした ■ 年 ■ 月頃の病状と変わらないことを確認した。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、原処分の取消しを求め、概ね次のとおり主張している。

障害者手帳 ■ 級を所持しているが、障害者加算が加算されていない。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件審査請求の棄却を求め、概ね次のとおり主張している。

(1) 「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」

(平成 7 年 9 月 27 日社援保第 218 号厚生省・社会・援護局保護課長通知。以下「平成 7 年通知」という。) において、障害基礎年金の受給権を有する者以外の場合は手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過している者については、手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとされているが、ここでいう障害基礎年金の受給権の有無については、納付要件のみならず病状の要件も含むと解すべきである。

(2) 請求人の病状が故意の ■ に起因する ■ のみであり、仮に納付要件を満たしていたとしても障害基礎年金を受給することができないと判断したことから、請求人が ■ 級の手帳を所持していたとしても障害者加算イには該当しないと判断したものであり、請求人に対して障害者加算イを認定していないことについて誤りはない。

理 由

1 本件に係る関係法令等の規定について

- (1) 法第2条では、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。」と規定されている。
- (2) 法第9条では、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と規定されている。
- (3) 障害者加算の認定については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2の（2）のエの（ア）において、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと」、（イ）において「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと」、（ウ）において「保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその保護を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと」とされている。
- (4) 「生活保護法による保護の障害者加算等の認定について」（昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下、「昭和40年通知」という。）3では、「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診察を受けた後1年6月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えないこと。」とされている。
- (5) 平成7年通知では、2（1）において障害基礎年金の受給権を有する者以外の場合は、「手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している者については、手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」とされている。

また同（2）において「障害の程度は、手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害と、それぞれ認定するものとしたこと。」とされている。
- (6) 国民年金法第69条では、「故意に障害又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金は、支給しない。」

と規定されている。

2 原処分の適法性について

(1) 原処分について

原処分は、「期末一時扶助の認定」を理由とし、請求人世帯の最低生活費を [] 円とし、[] 年 [] 月 [] 日を適用日とした保護変更決定処分であると認められる。

処分当時請求人は [] 歳、処分庁の級地区分は [] であるため、生活扶助費は [] 円、それに冬季加算 [] 円、介護保険料加算 [] 円及び期末一時扶助 [] 円を加えた [] 円となる。また、請求人宅の住宅扶助費は [] 円であり、障害者加算の認定を除き、最低生活費は保護基準どおり適正に算定されたものであると認められる。

(2) 障害者加算の認定について

本件記録によると、請求人は国民年金の保険料納付要件を満たしておらず、障害基礎年金についても受給権がないこと、[] 年 [] 月頃に [] についての初診日があること、少なくとも [] 年 [] 月 [] 日から手帳 [] 級を取得していたこと、[] 年 [] 月 [] 日に [] により手帳 [] 級を取得したことが認められる。

平成7年通知において障害基礎年金の受給権を有する者以外の場合は、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している者については、手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるとされており、請求人に手帳 [] 級が交付されたのは [] 年であるから、初診日から [] 年以上が経過しており、当該手帳により障害の程度を判断することができるものである。

この点につき、処分庁は請求人が故意の [] に起因する障害であるため、障害者加算イに該当しない旨の主張をしているが、そもそも障害者加算とは、身体や精神に障害を有している被保護者について、障害による特別な需要を満たすため、障害の程度に応じた保護費の加算をすることにより、憲法第25条にいう「最低限度の生活」を保障することを趣旨としており、手帳により障害者加算イに該当する障害を有していると認められる請求人について、故意の [] に起因する障害であることをもって加算を認定しないことは、関係通知に反する取扱いであると言わざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、原処分については、関係通知等の規定に反する不当な処分であると言わざるを得ず、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年9月5日

愛知県知事 大村 秀章

